

令和 3 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

令和 3 年 9 月 9 日 開会

令和 3 年 9 月 17 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第39号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第40号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和3年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 令和2年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和2年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号 令和2年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 令和2年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について

令和3年9月9日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
総 務 課 長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 大 下 佳 子
財 政 課 長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住 民 課 長 定 免 文 江
税 務 課 長 守 田 幸 浩
健康福祉課長 岡 田 正 人
健康づくり推進室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	藤本清司
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長	笠松幹生
生涯学習課長 兼文化財室長	坂井賢

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第39号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第40号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第41号 令和3年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第43号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第44号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第11 認定第1号 令和2年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第6号 令和2年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和2年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和2年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案に対する質疑
- 日程第20 町政一般についての質問
- 日程第21 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
- 日程第22 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（金田之治君） 皆さん、おはようございます。

あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただ今から、令和3年第3回宝達志水町議会定例会を開催いたします。

ただ今の出席議員は10名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、3番 松浦文治君、4番 林 稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、教育委員会から「令和2年度教育に関する事務の点検・評価報告書」の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的

議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」、及び人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること、及び「日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書」提出に関する陳情書の陳情書2件、要請1件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和3年6月分及び7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第39号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）から認定第8号 令和2年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの議案6件、報告1件及び認定8件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和3年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べますとともに、本定例会に提案いたしました諸議案について、順次、その趣旨と概要を御説明申し上げます。

初めに、豪雨災害について申し上げます。

今夏は非常に活発な梅雨前線による大雨で、全国各地で土砂災害や河川の氾濫が発生しました。

8月12日から15日にかけては、前線が九州から本州にかけて停滞し、線状降水帯の発生等による記録的な大雨となりました。7月に続いたの豪雨災害であり、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本町においても、8月12日午前7時からの72時間降水量が観測史上最大の311ミリを記録しました。

町では12日から情報収集やパトロール等の対応を行い、13日午前6時に町災害対策本部を設置し、高齢者等避難を発令するとともに、避難所・福祉避難所を開設したほか、職員や消防団員を動員し、巡回や土のう設置等を行いました。

幸いに、人や建物に関する被害報告はありませんでしたが、町道の路肩決壊、農地・農業施設の法面崩壊、林道の土砂崩れや路肩決壊などの被害が発生しており、復旧に取り組んでおります。

今後の台風シーズンに備え、初動防災活動や危機管理の徹底を図り、町民への情報提供や迅速な防災対応を行い、安全確保に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

ウイルスの新たな変異株が世界各地で出現し、特にデルタ株の影響により、ワクチン接種が進んでいる国においても感染が拡大しております。

国内では、感染状況や医療提供や公衆衛生の体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、緊急事態宣言が21都道府県、まん延防止等重点措置が石川県を含めて12県に発出されております。

県内でもデルタ株による感染拡大が急速に進み、7月28日には県のモニタリング指標がステージⅢの感染まん延特別警報からステージⅣの感染拡大緊急事態に移行し、8月2日からは、金沢市がまん延防止等重点措置区域に指定され、同時に白山市と野々市市を時短要請等が措置区域に指定されるなど、不要不急の外出自粛や集客施設の時短要請等、人流抑制対策を実施し、感染拡大防止に取り組んでいます。

町では、随時、新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、県内の感染状況を踏まえた公共施設の利用制限等の対応を行っております。

また、厳しい経済状況が続く中、町内事業者の経営を支援するために、ほっぴーさんポイント10倍キャンペーンの実施や、町独自の飲食店等経営支援給付金や新事業展開等支援補助金、テイクアウト・デリバリー促進事業補助金を支給しており、今後も必要な支援策を検討してまいります。

次に、町内のワクチン接種状況ですが、接種率は今月6日時点で、1回目が76.7%、2回目が58.9%となっております。

集団接種は9月5日の回を持って受付を終了しておりますが、町内医療機関での個別接種は引き続き受付けております。町民の皆様には、御自身と多くの方の健康を守るために接種をお受けいただきますよう、お願いいたします。

町民の皆様には、これまでの感染予防やコロナ差別をしない町づくりに御協力いただき
ておりますことに、心から感謝申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルスは非常に感染力が強く、ワクチン接種を2回受けた
人の感染も多く起きています。今後、ワクチン接種が進む状況におきましても、引き続き
御協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、国の経済情報・予算動向について申し上げます。

内閣府の8月の月例経済報告によると、我が国の景気は新型コロナウイルス感染症の影
響により依然として厳しい状況にあります。感染拡大防止策やワクチン接種の促進、各
種施策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが期待されています。しかしな
がら、感染拡大による下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある
としています。

国においては、令和4年度予算の概算要求の具体的な方針について、経済財政運営と改
革の基本方針2021及び経済財政運営と改革の基本方針で示された新経済・財政再生計画の
枠組みのもと、本格的な歳出改革に取り組むとともに、グリーン、デジタル、地方活性化、
子ども・子育て分野への予算の重点化を進め、新たな成長推進枠を設けることとしており
ます。

本町としては、これらの動向を注視しつつ、来年度の予算編成に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出いたします補正予算関係4件、条例関係2件、報告及び認定
関係9件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第39号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであり
ます。

今回の補正は3億8,670万1,000円を追加し、総額を84億7,732万3,000円とするものであ
ります。

歳出の主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新しい
生活様式を踏まえた施設整備等の事業費の計上と、既設予算の財源組替えを行うものであ
ります。また、人事異動に伴う人件費の更正を行うものであります。

総務費では、地方財政法で定める通りに、前年度繰越金を基金積立金及び償還元金に充
てるほか、町保有の光ケーブル等の移設費用や、申告会場等でのコロナ感染防止のために
受付システムの導入に係る経費を追加するものであります。

民生費では、自立支援給付事業及び自立支援医療費の令和2年度事業費確定に伴う国庫

負担金等返還金、宝の縁むすび事業における婚活イベントに要する経費、相見保育所において屋外で活動する機会を増やすため、遊具の設置に係る経費を追加するものであります。

農林水産業費では、紋平柿の生産拡大を図るため、本町における歴史に関する記念碑の設置に係る経費に加え、7月上旬の梅雨前線豪雨により被災した農業施設の復旧に係る経費を追加するものであります。

商工費では、コロナ禍の収束を願うとともに、助け合いながら苦境を乗り越えていく機運を高めるために実施する花火打ち上げに対する補助や、ほっと石川観光プラン推進フェンドの設置期間延長に伴う貸付金のほか、山の龍宮城の改築や展望施設の在り方を含めた山頂公園の空間整備について、基本構想を策定するための経費を追加するものであります。

土木費では、3件の県営事業が採択されたことから、町の負担金を追加するものであります。

消防費では、広域圏分担金の増額のほか、消防施設の修繕に要する経費を追加するものであります。

教育費では、公営塾において放課後の学習支援や語学講座等、町の教育活動をサポートする地域おこし協力隊に要する経費や、相見小学校改修の際に検出されたアスベストの処理に要する経費のほか、小学校の統合に際して志雄小学校及び相見小学校において実施する改修工事の基本設計に要する経費に加え、体育施設でのコロナ対策経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債のほか、繰越金を充てるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。これは、宝のなぎさ交流促進事業の推進に当たり、開発事業者に対し、宝達志水町企業立地の促進及び商工業振興に関する条例に基づく助成金の交付について債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第40号から議案第42号については、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計において人事異動に伴う人件費の更正を行うほか、介護保険について介護報酬改定等に伴うシステム改修費、前年度事業確定に伴う国・県への返還金を追加し、下水道事業の包括委託業務の契約額確定に伴う更正を行うものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第43号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、行政のデジタル化やDMO事業を推進するため、組織の改変を行うに際して、

関係条例における課名の変更や事務の所管替えを行うために、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の徴収主体が地方公共団体から地方公共団体情報システム機構に変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により報告するものであります。

令和2年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質赤字額、資金不足がないため、該当がありません。

実質公債費率は5.2%と、昨年度の6.2%から1.0ポイント改善しました。これは、繰上償還による元利償還金の削減によるものであります。

また、将来負担比率につきましては27.1%と、昨年度の23.8%から3.3ポイント悪化しました。これは、一般会計の地方債残高が減少したものの、下水道事業における交付税算入見込額が減少したことから、企業会計の実質起債残高が増加したことが主な理由であります。

なお、公営企業における資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないことから、該当なしとなっております。

このように、令和元年度決算まで実質公債費比率及び将来負担比率ともに9年連続で改善が続いてまいりましたが、昨年度決算は将来負担比率が悪化いたしました。

今後の財政予測についてですが、本町では、インフラの長寿命化や小学校の統廃合関連事業のほか、社会保障関係経費の増加等、財政需要が増大するのに対し、人口減少により税収や地方交付税の減少が見込まれ、厳しい財政運営に備える必要があります。

本町は、平成29年から過疎指定を受けており、令和3年度の新過疎法施行後も引き続き過疎指定を受けることから、過疎債の発行が可能であるものの、過度の依存は財政状況の悪化に繋がることから、過疎債等の地方債に過度に依存することなく、適切な財源を確保するとともに、行財政改革を着実に実行し、持続可能で安定的な行財政に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第1号から認定第8号までにつきましては、令和2年度の各会計の決算につ

いて認定を賜りたいとするものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） これで、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 山の龍宮城や山頂公園の空間整備についての経費を計上されておるんですけども、この山の龍宮城については、改修工事を行った中で床下に地滑りがあるということで利用不可能となり、3年以上閉館されておると思うんですが、以前にも公募されて、設計、運営等々された経緯もございます。

私が思うには、年間に七、八か月の営業期間、そこで民間の方々の経営となれば、なかなかいないような気がします。だからして、何が目的かということとは分かりませんが、そういったような目的じゃなくて、やっぱり登山者が災害のとき雨風を凌ぐ、登山した方が休憩する、そういった施設をいち早く設けるのが行政の仕事だと常々思っておりますが、3年、4年経ってもこのような状態で、経費は計上するわ、最終的な目的というものは、全く我々は、私自身は見えておりません。

だからして、今回のこの経費に反対するわけじゃないんですけども、せっかくの経費でございますので、もう本年も、もう一、二か月の登山客だけかなと思いますけれども、来春、開山祭が済んですぐにも、そういった休憩ができる施設をいち早く設けてあげるのが我々議会と行政の仕事だと思っておりますが、どのようなお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質疑にお答えをいたします。

ただ今、山の龍宮城の今後の方向性について御質疑ございましたけれども、その中で、まず登山者、登山者だけでなく、お車であったり、いろんな方がおいでしていますけれども、そういった方々の安全のために設備をすればどうかということですが、これにつき

ましては、非常に簡素なものでございますけれども、現在、プレハブの小屋を置いて、対応しております。十分ではないかもしれませんが、利用者の方におきましては、現在そのような状況であることも認識していただいて、安全に山に行っていただきたいと思っております。

そして、今後の方針についてですけれども、今申し上げましたとおり、登山者をはじめ多くの方がおいでしております。それに、以前の山の龍宮城は大変良い施設で、景観も良かったし、ゆっくりと休むこともできた。山の素晴らしさ、町の素晴らしさに触れることができた素晴らしい施設であったと感じておられまして、また、それを失ったことの寂しさですか、そういったものを強く感じておられるようございまして、また再建ということを強く望んでおられます。

今お話がありましたように、経済性を考えたときに、商業的な活用は難しいかなと思いますので、今後どのような形で運営していくのか。無人化での運営というものを今視野に入れておりますけれども、無理のない、経費が抑制された中で運営できる、そんな施設であること。また、多くの方に対して山の素晴らしさを感じていただける、町の素晴らしさもPRできる、そして、安全のことももちろん重要でございます。そういったことにも対応できるような施設として建設を進めていきたい。また、山頂公園全体の利活用についても、その際お話しいただいて、よい事業を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 今ほどの答弁でいただきましたけれども、そういったことをいち早くしていただきたかったなど、このように今振り返っております。

二転三転しておりますけれども、やっぱり最終的には、そういった今ほど言われたような無人化でもいい。うどん、コーヒー等々は、その後でいいと思うんです。それを求めてという方は、割と少ないかなと思うんで、そういった形でいち早く、プレハブではなくて、そういった観光客、登山客がそこで利用できるようなものをいち早く設置してあげていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 北議員の御質疑にお答えをいたします。

ただ今の御指摘も踏まえまして、今後開催いたします専門家の方、そして利用者、愛好者の方を含めた会合等において、どのような施設にするのか判断させていただいた上で、しっかりと事業推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） ほかに質疑ありませんか。

柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使って、コロナ対策の経費として充てておりますが、既存の予算の財源組み替えが主なものになっております。

コロナ対策は、町民の経済そのものに直接響いていることは、今までの経過からからも御存じの通りだと思います。

財源組み替えも必要かもしれませんが、地域経済の活性化が最優先ではないか。今回の補正予算で、地域経済の活性化にかかってくるものがほとんど計上されていない。執行部として、コロナと地域経済が今どんな状態にあるのか把握していらっしゃるのか。そして、それをどう克服していくのが、この予算の中には見えておりません。

これからの町の経済を裕福にするためにも、前向きな対策が必要であると思っております。執行部のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の御質疑にお答えをいたします。

御指摘のとおり、交付金を活用しまして財源組み替えを多く行っております。これについては、その事業そのものが、コロナの感染予防であったり、そういったことに活用するものでありますから、そういったものに財源を充てていきたいという考えでございますし、今回の補正でも感染対策に関するものはありますが、経済的なものはあんまりないと、そのようなことは御指摘のとおりでございます。

一方で、これまでの、先ほど提案理由でも申し上げましたような、消費の喚起策であっ

たり、事業者の支援については実施してきておりますし、今度も予算があって実施するものもあります。

また、事業者支援につきましては、最終日に提案させていただきたいと考えているところでございます。迅速な措置ということで、議会にも提案をさせていただいて、御理解いただいた上で進めていきたいと考えております。

また、商業振興、そういったことももちろん重要でございますので、これについても商工会等ともよく意見交換、情報交換をしております。それを踏まえた上で、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 前向きな御答弁いただきましたが、前年度の繰越しが4億円あった。この繰越金を基金に積み立てるのも一つの方法かもしれませんが、これは法律で決まっていることであって、このような繰越金を使って経済対策をすることが一番大事なのではないか。

言い換えれば、前年度繰り越すということは、その4億円近いお金が活かされていなかったということなんですね。余らないように予算組み替えをすれば良いわけです。余ったのであれば、それを経済対策に回していくということも一つの方法ではなかったのかなと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の御質疑にお答えをいたします。

経済対策について、もっと大きな力を注いでいくべきだという御意見については、ごもっともでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、しっかりとやっていかないといけないと思っておりますし、また、昨年度決算で余剰金があることにつきましては、いろんな事情もあって、こんなことになっておりますし、余ってはいるんですけれども、対策が必ずしも不十分であったかということでもないと思っております。関係の方から情報をいただいたり、我々自身も考え、他所の事例も参考にして、様々な対策を実施しております。その金額につい

でも決して少ないとは思っておりません。

そのような中で、余ったお金については、今後、法律に基づいて積立もいたしますけれども、必要な時にはしっかりと支出を行って経済を支えていく、暮らしを支えていく、安全を守っていく、そのようなことに使っていないといけないと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 町長から前向きな答弁をいただいたんだらうと思っております。

町民の幸せのために、経済対策を提案されるということでございますので、期待をしておりますし、これからも引き続き、コロナ対策に力を注いでいただきたい、このように思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の御質疑にお答えをいたします。

再三、御提言いただいております通りにやっていきたいと思っておるところでございます。

また、予算が余ったことについても、無理に余らせたりとか、そんなことではなくて、先ほど申し上げたんですけれども、我々なりによく考えた上で、やむを得ずそういう形で余ってきたものでございます。

先程からお話しさせていただいておりますけれども、この緊急時におきましては、どんなお金の使い道が重要であるかということは、申し上げるまでもなく、ただいま御指摘の通りでもございますので、しっかりとそういった考えを入れてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、以下2点質問いたします。

1点目です。米出バイパス、山の龍宮城の工事進捗状況等についてであります。

本町の住民等から、よく「米出バイパスや山の龍宮城はいつできるのでしょうか」と問われます。

米出バイパスについては、米出集落内を通る町道が狭く、しかもカーブで見通しの悪い所もあり、対向車とのすれ違いに危険を感じるドライバーが多いようです。また、米出集落の方々も交通事故を心配されており、集落の方、通行者も一日も早くバイパスができることを望んでおられます。

山の龍宮城についても、宝達山に登って来られた方々が閉鎖された建物の様子を見ておいでる姿をよく見かけます。その方らとお話すると「以前のような休養施設があるといいですね」と、一日でも早く新しい山の龍宮城の再開を望んでおられます。

そこでお聞きいたします。

本町の住民等から「米出バイパスや山の龍宮城はいつできるのか」と問われることが多いが、いつ頃までにできるのでしょうか。現在、これらの工事の進捗状況はどのようになっていますか。もし遅れているとすれば、原因は何か。

米出バイパスは、のと里山海道米出インターチェンジから本町の出入りに重要な道路に間違いありません。特に米出集落の方々が、長年、米出バイパス開通を望んでおられます。このバイパスが通ることにより、安全・安心な道路交通を確保できることとなります。

宝達山の休憩施設「山の龍宮城」も本町の重要な交流の拠点施設であり、町内外の宝達山利用者に対してのおもてなしの観点からも必要なものです。

そこでお聞きいたします。

本町の住民等は、早期に米出バイパスの開通、山の龍宮城の新築を待ち望んでおられ、「どのようなものができるのか知りたい」という声をよくお聞きしますので、工事現場にイメージ看板の設置をすればどうでしょうか。

米出バイパスの開通や山の龍宮城の新築をすることにより、本町にいろいろないい流れが起こることは間違いありません。特に我が町が誇る地域資源である宝達山が町内外の方に愛され、宝達山を活用した地域活性化が進むことを祈念いたしまして、次の質問に移ります。

2点目です。給食費無償化についてであります。

小中学校の給食費の一部を無償化とする動きが少子化背景に出てきました。7月末現在、県内で5市町が実施しています。学校給食法は、施設整備費や人件費は自治体、食材費は保護者が負担すると定めております。

保護者が支払う費用が一般に給食費と呼ばれ、金額は本町で小学生1人当たり月額4,500円、中学生では5,100円です。全ての児童生徒を対象に無償とする市町は、県内にはまだありませんが、来年度には無償化を始めるところもあるようです。

本町においては、就学援助制度があり、経済的な理由によって就学が困難と認められる町立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部を町で援助しております。その就学援助費として支給されるものに学校給食費も含まれております。

そこでお聞きします。

本町では経済的な理由によって就学が困難と認められる町立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部を町が援助する就学援助制度がありますが、支給されたうちの学校給食費の受給者数等はどのような状況でしょうか。また、この制度の周知等はどのようになされているのでしょうか。

給食は以前有償が妥当だとされてきましたが、少子化が進み、自治体による子育てに優しいまちのアピール合戦になる中、そうした論は退潮を余儀なくされております。ちなみに羽咋市では第3子以降、条件なしですが、中学3年全員が、また志賀町においても、子どもが18歳以下の家庭の第2子以降の対象が給食費を一部無償化しております。

そこでお聞きします。

近隣の市町が給食費を一部無償化や無償化の流れになっていますが、完全無償化ともなれば、施設の整備などと違って給食は毎年の出費であり、恒久財源の確保が課題となります。我が町の財政事情と絡めて、今後の給食施策をどのように進めるお考えでしょうか。

町民からは「何でもかんでも行政が出すのが当たり前になると切りがない。徴収が当然だ」という声や、「子どもの多い家庭には出してあげるべき。いや、選挙のカードとして使うな」という意見ございます。

今後、町には、さらなる子育て支援に尽力していただき、子どもたちが心身ともに健康で、安心して暮らしていかれるように願ひまして、質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

まず、米出バイパスは完成目標時期を令和7年度、山の龍宮城は令和5年度としており、鋭意、事業を推進してまいります。

両事業については多くの方に御心配をお掛けしておりますが、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、御提案に沿って両事業の完成イメージや工事スケジュールについて、現場付近に看板等を設置し、周知したいと考えております。

次に、給食費についてですが、人件費や物価、輸送費等の上昇により、給食業務委託料が増加しております。しかし、保護者負担に配慮し、平成18年度から給食費を据え置いております。

令和2年度決算の給食費は総計約3,800万円であり、無償化のための費用を経常的に捻出することは難しいと考えております。そうした中で、各学校においては献立や食材の工夫を行いながら、食材料費の節減を図りつつ、栄養バランスに配慮した質・量ともに十分な給食提供に努めており、今後も児童生徒の健やかな成長のために給食の充実に努めてまいります。

なお、今月より、町ホームページに給食に関する特設ページ「我が町給食自慢」を開設し、ツイッターやInstagramを活用した情報発信を開始しており、良い教育環境の一つとして紹介してまいります。

細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

以上です。

○議長（金田之治君） 地域整備課長藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 3番 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

米出バイパスの進捗状況につきましては、平成30年度より測量、道路設計、保安林調査、用地測量、保安林解除の申請を順次実施してきております。

途中、保安林解除においては当初の想定より半年以上の期間を要したことから、用地買収の着手に多少の遅れが生じましたが、令和3年2月末に申請を完了しております。

その後、用地買収を開始し、米出区や地元地権者の皆様、関係機関の協力を得て、令和3年8月末現在で一部を除き契約の申請を終えており、今後、工事を進めてまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 企画振興課長安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 3番 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

山の龍宮城の状況等について、まず、これまでの経過について御説明いたします。

令和元年度、改修工事中に建物下に地盤陥没が発見され、安全のために工事を中止するとともに立ち入りを禁止し、安全性が確保できる場所で新施設を建設することといたしました。

令和2年度には、新たな山の龍宮城の基本設計と施設整備後の管理運営を一括とした公募を行いました。結果的に選定には至っておりません。

その後、改めて民間事業者の関心度や市場経済性を確認するため、国土交通省が主催するサウンディング、これは民間事業者からの事業提案の場というものでございますが、これに参加したところ、経済性が低いとの判断から、民間事業者からの具体的な提案は得られませんでした。

令和3年度は、山頂来訪者の実態把握調査を実施しており、来訪者数は推定で年間約2万人以上、車やバイク、自転車、登山者の増加が見られます。

また、来訪者への聞き取りでは、「山の龍宮城を早く再建してほしい」、「絶景を楽しめるよう木を伐採してスポット整備をしてほしい」、また「山頂公園に自動販売機を設置してほしい」などの意見が寄せられております。

これらの状況を踏まえ、新龍宮城は安全な場所に新設し、無人化とする。また、建設場所や建物の規模、機能等について、専門家や地元関係者、利用者等の意見を取り入れることとしております。

今後の予定・完成時期につきましては、今年度中に関係者による意見交換会の開催及び環境デザインの専門家による宝達山頂公園全体の空間整備基本構想の作成、令和4年度に山の龍宮城の再建に向けたコンペの実施、令和5年度に山の龍宮城再建をと考えております。

宝達山は本町のシンボルとして重要な観光資源であり、完成に向けて、関係者等と連携を深めながら整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 学校教育課長笠松幹生君。

〔学校教育課長 笠松幹生君 登壇〕

○学校教育課長（笠松幹生君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費の支払いに係る就学援助の受給者数と援助費についてですが、8月末時点の要・準要保護児童生徒数の受給対象者数は54人、援助費は年間4回に分けて支払っており、6月・9月の2期払い分の総額が約188万円、そのうち学校給食費として126万3,000円の支給を予定しております。

なお、昨年度の受給者数は58人、年間の援助費は総額約479万1,000円で、そのうち学校給食費として約281万6,000円を支給いたしました。

また、制度の周知につきましては、毎年9月頃に行われます就学時健診に合わせ保護者に対し、説明会を開催しているほか、町広報や町ホームページにも掲載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 山の龍宮城なんですが、建物じゃなくて、見晴台の使用についても何かロープで仕切りをされていて利用できないのですが、よく見晴台まで行けないのかという、質問をされましたので、その点どのようになっておりますか。

○議長（金田之治君） 企画振興課長安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 松浦議員の再質問にお答えいたします。

山の龍宮城の展望台部分等につきましても、現在、建物と一体という位置づけのもとから、その部分だけ開放するということにはいかないというふうに考えておまして、今後の施設整備に合わせて、例えば展望台部分を有効利用できるか、そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私の方から、サテライトオフィスの誘致と婚活支援の2点について質問いたします。

まず、サテライトオフィスの誘致について質問いたします。

現在、コロナ禍において東京での従業員のテレワーク実施率は約50%となっております。

全国的な平均実施率は約20%であります。

本町出身者も多くの方が首都圏をはじめ、全国でテレワークによって仕事をしていると思われる。現在のテレワーク実施者の約20%程度がコロナ収束後も出社なしの完全テレワークを望んでいるというアンケート結果もあります。仕事のやり方が変化しつつある昨今の状況で、総務省のサイトで石川県のお試しサテライトオフィスとして紹介されているのは輪島市のものだけであります。また、石川県のホームページで紹介されている本町のサテライトオフィスは、敷浪の「暮らし体験の家」の1件のみであります。

ワクチン接種が国民全体の4割に達すれば、コロナは収束に向かうと言われていましたが、そのような気配はなく、世界トップクラスのワクチン接種率であるイスラエルでは、12歳以上の約78%が2回の接種を済ませておりましたが、約半年足らずで、ファイザー製ワクチンの感染予防効果が95%から39%まで下がったとのデータを公開しています。

先が見えないからこそ、今後テレワークの拠点となるサテライトオフィスが注目されると推測しております。また、首都圏等からの移住やUターンを促すよい機会でもあると思います。

サテライトオフィスの立地につきましては、県からもある程度の補助金が望めることから、サテライトオフィスとして使用できそうな空き家や既存の施設を活用し、広報活動も含めて積極的に誘致すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、婚活支援について質問いたします。

コロナ禍において対面での婚活イベントなどは、なかなか開催しにくい状況が続いております。また、近年の本町の子どもの出生数低下には大変危機感を覚えております。

そのような状況の中で、結婚を望む方を支援することは、町としても取り組むべきことであると考えております。

例えば、インターネットを活用して出会いの場を設けるなど、工夫を凝らしてイベントを開催していく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

また、婚活イベント業者だけではなく、結婚を望む方（個人）に対して、民間の結婚相談所などを気軽に活用していただけるようにするため、登録料などの補助をすることも有効であると思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1 番 岩根議員の御質問にお答えします。

コロナ禍における新しい働き方としてテレワークが普及したことに伴い、都市部から地方への移住が進んでおります。

本町では、サテライトオフィスの誘致に取り組むことを総合計画に盛り込み、都市の企業に対して、本町の豊かな自然と安全で静かな環境の中で創造的に働き、暮らせることをPRするとともに、令和2年12月に「サテライトオフィス立地促進補助金交付要綱」を制定しております。

そして、サテライトオフィスに関するマッチングイベントに、昨年度は2回、今年度は1回参加し、町の環境や魅力等を発信しております。

しかしながら、これまでに具体的な交渉に至った案件はありません。

イベントに参加した他の自治体の提案内容は、補助金の多寡を主眼にしておらず、企業と自治体が地域課題を共に解決する姿勢を打ち出す事例が多く示されています。

本町であれば、単に少子化や高齢化の問題、雇用創出といった抽象的なレベルではなく、地域課題を明確化し、解決のための企業との協働について説明していくことが重要と考えられます。

更に、進出企業にとっては、従業員の子どもの教育環境も重要な関心事であります。町では、現在、教育振興施策を行っており、これについてのPRを行うと共に、成功事例を参考に提案内容の改善を進め、誘致に取り組んでまいります。

次に、婚活支援の御質問ですが、議員御指摘のとおり、本町の出生数低下は危惧すべき状況であり、婚活支援も重要な取組です。

今定例会にて婚活イベント委託料を計上しており、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、安全にイベントを開催したいと考えております。また、町内や他地域と連携した広域的な婚活事業推進のために、宝の縁結び事業の登録者増加施策を検討しております。

インターネットを活用した婚活イベントについてですが、今月から、いしかわ結婚支援センターがオンラインお見合いを行うこととなっております。町としては、町の登録者等にこの取組みを周知すると共に、事業の試行状況を参考にしたいと考えています。

ところで、こうした公的な婚活サービスは町単独のもの、県レベルのものがありますが、バラバラに活動しており、イベントや登録者に対するフォロー等の活動において連携が非常に弱い、一般の方の相談役である縁結びistの活動に大きな負担が生じているといった問題があると認識しております。

二重行政的な問題の最たる例だと感じており、効果的な事業展開のために、県内の公的婚活サービスの体制整理強化による事業推進が必要だと考えており、県等に提案したいと考えております。

次に、民間の結婚相談事業者の活用に際しての補助についてですが、こうした事業者は豊富なデータを有し、専門的知識を備えていることが利用者にとってのメリットであります。

しかしながら、料金体系は入会金や月会費、お見合い料、成婚料等で概算的な年間会費は30万円前後となります。もっと高い場合もあります。

仮に、町として補助を行うとすれば、1人当たり年額数万円が限度と考えられますが、わずかながら、利用しようとする方の負担軽減に繋がることも事実であります。

一方で、町も含めて公的な婚活サービスが存在することを考慮し、助成金については、例えば町や、いしかわ結婚支援センターへの登録やイベント等への参加を必須とすること、生涯に受給する金額に制限を設けるなど、内容と条件についてよく考えた上で、制度化の可否を検討させていただきます。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

以上です。

○議長（金田之治君） 企画振興課長安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 1番 岩根議員の御質問にお答えいたします。

サテライトオフィスとして活用できそうな施設についてですが、空き家に関しては今年6月に「空き家バンク登録奨励金交付要綱」を策定し、集落区長と連携しながら、利用可能な空き家の発掘に注力したいと考えております。

また、現在、サテライトオフィスの誘致が可能な施設は、敷浪区の「暮らし体験の家」しかございませんが、サテライトオフィスに比べて期間の短い利用としてワーケーションのために活用可能な施設、また小学校統廃合後の空き校舎の利用可能性についても検討してまいりたいと考えております。

なお、県は昨年4月に「能登地域等サテライトオフィス立地促進補助金交付要綱」を策定しており、能登へのサテライトオフィス誘致を推進しております。県との連携を深めつつ取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） まず、サテライトオフィスでございますけれども、環境が整った空き家等がないということなんですけれども、先にネットの通信状況の環境を整えると予算が必要になってきますので、まず、空の空き家等を紹介して、契約ができた段階で環境を整えるというやり方もあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

結婚支援についてですが、結婚して町内に住所を置くカップル、過去5年間で平均約37組、広報紙で調べましたので、若干ずれはあるかもしれないんですけれども、年間約37組でございました。年間37組で、出生が今よりも大幅に伸びるということは余り考えられないと思うのです。是非とも結婚支援には力を注いでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の再質問にお答えをいたします。

まず、サテライトオフィスについてですけれども、再質問においてネット環境等についての提言がございました。

ネット環境だけではなくて、いろんな必要なものはあるんでしょうけれども、とにかく機を逸することがないように、町の予算、先程も申し上げましたけれども、どんな企業に来てほしいかと、そういったことを明確にして、これから先どんなことに共に取り組んでいくのかを明確にした上で、良い企業が来てくれるように、そして場所については速やかに提供できるような、そんなことはしっかりと心がけてやっていきたいと思っております。

また、婚活につきましても、改めて御指摘いただきましたけれども、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より1点、町長に質問させていただきます。

町内の町道において危険な箇所と思われる用水があります。特に、志雄地区においては、集落内の町道に並行している用水が数多くありますが、一昨年前において足の不自由な方が用水に転落して亡くなった事例もあります。それ以降にも、数回の転落事故があり、宝

達志水病院に緊急搬送されました。幸いにも大事に至らなかったという事例もあります。

また、町の宝である子どもたちも道路上で遊んでいる姿をいつも目にしますが、事故がなければよいなと思いながら、いつも見ております。

また、この用水路流域周辺は、住宅化が進み、用水頻度がかなり少なくなっており、現在では非常用水として利用されている状態です。そのため流水の水量も少なく、衛生管理上にも問題があると思われま

す。一昨年前に起きた事故を教訓とし、町民の安全安心のためにも水路整備をされてはどうか。

そのことによるメリットは多く、高齢化の進む中において水路管理の労力の減少、またそれに伴い、道路幅の拡大にも繋がります。

しかし、デメリットの声もあり、冬場の雪を捨てる場所がなくなるといった声もありますが、雪の排せつ場所の設置で解消できると考えております。

また、他にも宅配便の車が来たけれども、道路幅が広いのに水路があって曲がれず、入ってこれないといった声をよく聞き、交差点の拡幅工事も待ち望まれている状態です。

そのような、改善箇所をため込まずに、一つ一つ解消していけばどうかと考えますが、町長はどのようにお考えか、お示してください。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

町道に付帯している水路の改修については、基本的に地元集落からの要望に基づき、地元負担を御協力いただいて実施しております。

御質問のような蓋板の設置がされていない開渠状態の水路は、町内に多数存在しており、交通の支障や事故の発生があります。

安全な道路環境整備のために集落等からの要望箇所また危険箇所について、地元と協議しながら改修を実施してまいります。

また、町道交差点の隅切りについても、同様に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 質問の許可をいただきましたので、私から、2点について質問させていただきます。

まずは、町の除雪体制確保についてお伺いします。

冬期間の除雪は、通勤、通学、緊急医療、消防防災等、住民生活の上で非常に重要な作業の一つと考えられ、安定的、継続的な除雪体制の確保、維持は極めて重要な課題となっております。

近年は、除雪業者の体力や優れたオペレーターの絶対数が減少し、人員確保が困難な状況となっております。除雪機械の維持管理費負担増など課題が深刻化していることは否めません。

また、昨年のような大雪で連続して出勤する場合、オペレーターが1、2名の除雪契約者は、長時間の稼働が余儀なくされており、大変過酷な状態での除雪作業となっております。

そこで、町として、オペレーターの育成等を考えているのか、お伺いします。

また、各除雪路線の選定はどのように決められたのか、除雪体制確保に向けて、当町としての体制、今後の方向性をお伺いいたします。

次に、町への移住施策についてお伺いします。

コロナ禍により、テレワークの推進などで人々の働き方や人口一極集中に変化が生まれ、都市部で地方移住への関心が高まり、移住が進んでいるようです。石川県のまとめでは、昨年度、県内への移住者は1,430人と過去最多となりました。

本町でも移住者の増加につながるための環境を整えたらよいのではないかと思います。

昨年度の町における移住者の実績をお伺いします。

また、町と町定住促進協議会の最近の活動内容をお伺いします。

今後、施策の更なる強化の必要性などの方針をお伺いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

まず、オペレーターの育成につきましては、業者への聞き取り等を行い、必要な対策を検討したいと思います。

体制確保の方向性についてですが、近年、除雪機械の老朽化が進んでおり、業者の負担軽減のために、町として除雪機械の導入や貸与の拡充を検討すると共に、新規の除雪協力

者の確保に努めてまいります。

次に、町への移住施策についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、都市部で地方移住への関心が高まっていることに加え、県がオンラインを活用した体験ツアーや相談窓口を充実させたことで、昨年度の県外からの移住者は過去最多の1,430人となっております。

本町においても、主にオンラインを活用した移住相談等に取り組んだ結果、県外からの移住者は12人で、数は多くないものの過去最多となっております。ちなみに県内からの移住者は76人で、これも過去最多です。

移住希望者に対しては、縁のない土地での新生活や仕事探し等をサポートするために、農家や商工業者等と連携しながら、短期の農業や仕事の体験ができるプログラム等に希望者に寄り添いながら取り組み、空き家バンクへの登録促進、自然の豊かさや充実した子育てサポートと学校教育等の本町の強みを生かした総合的な取組を積極的に進め、移住・定住の増加につなげていきたいと考えております。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

以上です。

○議長（金田之治君） 地域整備課長藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 2番 勝二議員の御質問にお答えをいたします。

除雪作業の委託業者数は、令和2年度では30者、そのほかに3集落に除雪機を貸与し、除雪していただいております。

30者のうちオペレーターの登録者数は1名のみが3者、ほかは2名以上の登録となっております。

次に、除雪路線の選定については、おおむね業者の地元周辺路線が担当となるよう、また、業者が保有する除雪機の大きさや種類を考慮して選定しております。

また、平成30年1月の大雪を教訓とし、除雪作業が早く終わった業者から連絡を速やかにいただき、遅れている路線への応援体制も構築をしてまいりました。

本年1月の大雪でも相互協力により作業を実施しており、引き続き、業者との連携を図り、安全で迅速な除雪対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 企画振興課長安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 2番 勝二議員の御質問にお答えいたします。

町と定住促進協議会の活動内容といたしましては、希望者へのサポートとして住居の紹介や現地案内を含めた移住相談に対応する移住案内人の配置、地域の良さを知っていただくための暮らし体験の家の運営、専用ホームページやSNSで移住関連情報や町の近況等の情報発信を行っております。

また、実績は、移住希望者の相談サポートは昨年度が23件、今年度は7月までで11件となっております。暮らし体験の家利用者は昨年度が22人、今年度は15人、本町への移住者は昨年度が5人、今年度は今のところゼロとなっております。

なお、今年度より敷浪区の暮らし体験の家に加え、宝達区の民泊施設においても暮らし体験ができるよう体制を整えたところであり、利用者の増加に取り組みたいと考えております。

今後はオンラインを活用した移住相談等を継続しながら、コロナ収束後においては、首都圏等で開催される移住相談会等にも参加していくこととしております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 私からは、2つのことについて質問させていただきます。

まず最初に、災害対応について。

防災士の災害時の協力についてお伺いいたします。

避難所運営等について、町の防災訓練や県の研修に防災士の参加があり、防災士の協力体制の強化が図られています。

8月の豪雨等で避難所が開設されましたが、その運営に防災士の参加はありましたか。

今後、災害時に避難所運営や集落での安全確保のために防災士の協力が得られるような体制を整えるべきと考えますが、方針を示されたい。

次に、機能別消防団員の活動についてお伺いいたします。

8月の豪雨では消防団に招集がありました。急な招集であり、参加できた団員が少ない分団があったようですが、今後は機能別消防団員の招集を考えて、協力を求めることも必要ではないかと思いますが、どう考えているか、お聞かせください。

次に、交通安全対策についてお伺いいたします。

通学路の安全対策について。

千葉県八街市の通学路での事故を受けて、国は通学路の安全対策を進めるとしている。これを受けて、町では通学路の安全点検を実施したと思うが、町の交通安全協会でも点検を行っています。

国の対策に歩調を合わせて安全対策を強く推進すべきと考えます。特に、危険な場所については従前の対応に加え、グリーンベルトの設置や踏切の拡幅等を実施するために、計画に盛り込んで推進すべきと考えます。

今後どのように対応を進めていくか示されたい。

また、宝達駅東口の整備について。

現在、駅舎北側において駐車場や歩道の区別が不自然な箇所があるほか、道路幅が非常に狭隘な部分があります。

安全のために区画整理や一方通行等の対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

初めに、避難所の開設・運営への防災士の参加についてであります。これまでに防災士への協力依頼は行っておりません。

次に、防災士の協力が得られるような体制整備については、町防災訓練において、防災士の参加を得た避難所運営訓練を実施しております。今後も同様の訓練や研修会等を実施し、熟練度の向上や関係機関との連携強化を進め、町防災士連絡協議会に対して、今後早期に避難所運営に携わっていただけるよう取り組んでまいります。

次に、グリーンベルトの設置や踏切の拡幅等各種安全対策につきましても、関係機関と連携し、必要な箇所について整備できるよう取り組み、通学路の安全確保に努めてまいります。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

以上です。

○議長（金田之治君） 危機管理室長宮本孝則君。

〔危機管理室長 宮本孝則君 登壇〕

○危機管理室長（宮本孝則君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

機能別消防団員の招集についてであります。現在の機能別消防団員の活動は、基本、消防団員の後方支援に限られており、今後、消防団内で調整し、招集可能となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 学校教育課長笠松幹生君。

〔学校教育課長 笠松幹生君 登壇〕

○学校教育課長（笠松幹生君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

通学路の安全点検につきましては、各学校による点検の後に警察、県土木事務所や町交通安全協会など、関係機関を交えた点検を実施しております。

今年度、全小中学校に危険箇所を提出を求めましたところ、樋川小学校、相見小学校から危険箇所の点検要望があり、通学路安全対策アドバイザーの方の指導・助言をいただきながら、前述の各機関と共に道路陥没箇所やガードレール、街灯の新規設置要望箇所の現地確認等を実施しております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 企画振興課長安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 4番 林議員の御質問にお答えをいたします。

宝達駅東口の安全対策についてでございますが、御指摘のように歩道が途切れ、駐車場となっている箇所がございます。

歩行者の安全のために改修を行っていきたいと考えております。

また、駅舎と北にある博多踏切を結ぶ町道小川13号線については、道路幅が非常に狭く、特に朝夕の時間帯においては交通量が多く、渋滞や事故の発生が懸念されます。

対策として、朝夕の時間帯指定による一方通行や二輪の自動車以外の車両通行止めなどが考えられ、実施について付近の住民や集落、警察等と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） まず最初に、防災士のことですがけれども、本年7月に防災士の研修会が石川県で行われました。その時の研修内容が、コロナ禍における避難所の設置につ

いての研修でございました。

本町から12名の防災士が参加し、知識を得たということでございますので、なるべく多くの防災士の方の協力を得ながら避難所運営ができるように、また、協力したいという防災士の方もおられますので、しっかりと連携を取って進めていっていただきたいと思えます。

次に、交通安全対策の通学路のことですけれども、町の交通安全協会では、先ほど言われたように点検をしております。そして、毎日子どもたちを見ている街頭交通推進隊や交通安全母の会、交通安全協会の会員の皆さんからの御意見も受けながら進めていってほしいと思えます。

羽咋署のお話では、例えば横断歩道の白い線の間の所を赤色で塗ることによって横断歩道を強調することによって、スピードを抑えることができるのではないかという話を交通課から聞いております。それは、塗ることは町のお金であれば、しても良いというような言い方をされておりましたけれども、羽咋署と相談しながら、特に危ない箇所には、そういう道路のペインティングを通して運転手の方にアピールしていただきたいと思えます。

本当に安全に通学ができるよう、町としても順次考えていただいて、進めていっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の再質問にお答えをいたします。

まず、防災士の方の避難所運営の協力についてですけれども、先程申し上げました通り、町の防災訓練に避難所運営の訓練として御参加いただきましたり、そして、ただ今御意見いただきましたような研修に御参加していただいたり、そのような機会がたびたびありまして、経験も積んできておられます。

そういった経験の知見ですね。こういったものが新たなうちに、町の方への実際の災害に対して御協力いただければと思っておるところでございますので、取り組んでいきたいと思っております。

この間の雨でも3か所避難所を開けまして、1か所当たり2名、職員が交代で待機をしておると、そのような体制を計画しておったわけですけれども、こういったことが一時であればいいのですけれども、長期化してくれば町の職員だけでは当然回されませんし、ま

た町民の皆さん、防災士をはじめ、御協力が重要なこととなってまいります。

そういったことも踏まえた対応を御協力いただきながら、進めていきたいと考えております。

そして、横断歩道であったり、道路関係のものについて色を変えたり、新しい工夫であったり、事例というものもありますので、そういったものも御提案をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水支部を代表して、以下2点について一般質問します。

最初の質問は、先月8月1日に改正、施行された介護保険の特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付費改正の町民への影響についてお聞きするものであります。

補足給付というのは、介護保険を利用して施設へ入所したり、デイサービスを利用したりするときに食費や施設の居住費に関して、低所得者対策のための負担の軽減策として導入された施策であります。これは、もともと施設入所時に食費や居住費というのは、介護保険の給付に含まれていたんです。つまり、介護負担である1割が利用者に課されてきました。

ところが、これを介護保険が始まって数年で、2005年に国は介護保険給付から外してしまったんです。1割が10割に、10倍になったんです。当時これでは介護保険料を払っているながら、所得が低いというだけで施設に入所できない、必要な介護サービスを受けることができない、国家による詐欺だ、こういう社会的に大きな批判が出てくる中で、政府が出してきたのは住民税非課税世帯の負担軽減策、これが補足給付だったと私は認識していますが、町はこの制度をどう認識されていますか。

今回問題にしたいのは、この補足給付の見直しの対象となるのは、補足給付を受けていた方々、所得の低い方々ですね。補足給付の段階でいうと第2段階、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の収入が80万円以下、年金収入が80万円以下の方、総収入ですね。そして、補足給付費段階の第3段階の方々、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の収入が、年間ですよ、年間80万円を超える方。上限は35万円足して155万円ですね。しかもこの第3段階を2つに分けて、本人の収入が非課税で、かつ120万円を超える方の食費155万円の

方々ですね。この食費を大幅に増やしました。どれだけ増やしたのかといいますと、月々2万2,000円、年間26万4,000円の負担が増える人も出てきます。ショートステイでも食費が1日120円から650円の増額になります。1か月にすれば、これを30掛ける。1年にすれば、これを月数だけ掛けますよね。これ間違いありませんか、健康福祉課にお聞きします。

このことを知った施設入所者の方々からは、とてもそれは賄えないとの声が出始めています。町の広報の8月号には簡単な記事が載っていましたが、私が介護保険を利用している方々のところへお邪魔して調べたところでは、まだまだ周知されていない状況であります。知れば知るほど施設入居の申込みをためらい、施設入所待機者にすらなれない、そんな要介護者が続出するおそれがあります。これについてどう思われますか。

補足給付の改正、これをなくすことによる影響がどれだけの人に出るのか、これをつかんで、町政を進めることは重要なことだと思います。「町内にある介護施設では、入所者の中で約20名の方に影響が出るのではないかと見ている」、こんなお話を伺ってきました。影響を受けるのは、主に住民税非課税という低所得世帯の方々であります。

今回の質問では、補足給付の改正の対象になった資産要件の問題は外しました。また、世帯分離しても、配偶者が課税なら補足給付が受けられないという改悪が実施されて、施設に引き続き入所し続けるために、離婚せざるを得なくなったという御夫婦も出てきている。その問題も今回は質問に取り上げていません。

しかし、町として、この介護保険の補足給付の改正が町民のどれだけの方々に影響が出るのかの実態調査をして、町政に反映させるべきだと考えます。町長や担当課は、そんなお考えありませんか。

この問題の最後に、町長にお聞きします。

1982年に老人保健法が施行されましたが、その趣旨を踏襲した高齢者医療確保法が2006年にできました。国会でも答弁でその趣旨を継承したと言っております。

老人保健法の第1条の目的には、国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保険の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とするとあります。老人保健法の第2条の基本理念には、老後における健康の保持を図るため、適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする、高齢者の方々の尊厳を大事にするということがその趣旨に書かれています。この趣旨が老人保健法から高齢者医療確保法に引き継がれています。

住民税非課税という低所得であっても、介護保険から排除されることなく、きちんと利

用できるよう制度を整えるのが行政の役割です。町長、いかが思われますか。

町の高齢者の尊厳が大事にされるために、補足給付の改正の影響をきちんと調査し、国政や県政にその結果を反映させてもらえるよう働きかける必要があると思いますが、いかがですか。私は、介護保険給付の中に、きちんと食費や居住費を含ませるよう働きかけることが必要と考えています。町長のお考えはいかがですか。

また、令和2年度の一般会計の実質単年度収支決算では7億2,000万円の黒字です。また、20億円を超える基金もあります。これを利用して、町独自に補足給付改正の悪影響を緩和させる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、デルタ株下の新型コロナウイルス対策についてお聞きします。

特に今回はデルタ株との関係で子どもの感染をめぐる情勢も大きく変わってきていますので、宝達志水町の子どもたちの感染の危険性に主に視点を当てて質問いたします。

まず、これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うと言われているこの新型コロナウイルスのデルタ株の特徴について、健康福祉課の認識を求めます。

次に、最近の特徴ですが、これまで感染しにくいと言われてきた子どもへの新型コロナウイルス感染者が増えてきていると報道されています。10代以下の新規感染者が7月半ばから4週間で6倍になったとの厚労省の報告は軽視できません。その中心は高校生ですが、小中学校の学習塾や保育所、放課後児童クラブでのクラスターなどが増えています。

県内では小中高校生の感染はどれだけ広がっているのか。放課後児童クラブや認定こども園への広がりはどうかを教えてください。

次に、町内の小中高等学校や認定こども園の感染者の少なさですが、町はどう見ているのか、教えてください。そして、今後もずっと今の状態が続くという認識なのかどうか、お聞きします。

さて、最近開催された厚労省の専門家会合では、委員の方々から政府の後手後手の対策とオリンピックの強行で、現在、感染で全国各地が災害レベルの状況となっていることが指摘されています。しかも宝達志水町もそうですが、子どもたちの保護者世代のワクチン接種が間に合っていないという問題も抱えています。

こうした状況で、学校が夏休み明けを迎えました。こういう中で、文科省が「小学校、中学校及び高等学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」という文書を全国に発信いたしました。この文書の町での具体化などについてお聞きします。

まず、厚労省の文書は「12歳以上の子へのワクチン接種に対し、希望者に対し、安全で実施できるよう行政や医療機関と十分な調整を」と言っています。これについて、どのような取組を行っていつているのか、また、いこうとしているのか。また、医療機関との相談や学校の保護者への働きかけの現状、どうかをお聞きします。

次に、感染防止策としてのこれまでの対策の徹底など、各学校に丁寧な説明と援助を行い、不織布マスクの徹底などがあるが、取組の現状はどうでしょうか。

また、感染防止策として、教職員を対象とするPCR検査を定期的に行うことができるよう検討するよう提起されていますが、これについてはどう考えているのか、お聞きします。

また、子どもの発熱があれば病院や診療所、クリニックに受診することが基本ですが、これまで高校だけだった抗体検査キットを小中学校にも配布するよう言っていますが、どう受け止めておられるのかもお聞きします。

学校での感染者が出た場合、石川県と協力して授業を閉じる範囲、クラスになるのか学校全体になるのか、学年になるのかの範囲を決める考えはありますかをお聞きします。

感染で学校や学級が休みになったときには、保護者がすぐに職場を休むことができない場合もあります。そのときの対応として、しばらくの間の学校などでの預かりの対応をどう考えているのかもお聞かせください。

子どもたちは、長い間我慢を強いられ、様々な不満と不安を募らせていると思っています。中能登町であったように、保護者や子どもたちの独自判断で学校を休むとき、「同居家族に高齢者や基礎疾患のある者がいるとき」という条件で欠席扱いしないとなっていますが、これは広く認めることができるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

世界の資本主義国などでは、新型コロナワクチンが輸出できるほど準備されていますが、同じ資本主義国である日本では、貴重で希少なものとなっています。全ての日本国民に接種のために必要な数がまだそろえられていません。

当町では9月4日、5日が第1回目のワクチンを接種する最終日と宣伝されています。この方々の2回目の接種は、恐らく10月の初旬だと思います。しかし、65歳以下の方々の接種には薬剤が届かないというアクシデントが8月初旬にあり、仕切り直しとなった町ではそういう経過もあります。しかし、9月、10月のワクチン接種が終わり、ワクチンの薬剤が余っているときに、接種を中断するのは町長の姿勢が問われます。

今ある全てのワクチンを町内の様々な団体や個人へ働きかけて、年内に接種してもらう。診療所やクリニック任せにはしない、そういう方針はお持ちなのかどうか、お聞きします。

この問題の最後になりますが、町行政の感染対策本部には医療の専門家の意思が加わっていません。この医療の専門家を複数対策本部に招致し、デルタ株との戦いにその専門性を生かしてもらうことが重要になっていると思いますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

老人保健法第1条、第2条には、健康診査等の保健事業や国保等の医療費の支給を含む入院時の食事療養費、老人保健施設療養費の支給等について規定されており、町では高齢者の健康の保持増進と適切な医療の確保を図っております。

今回の負担限度額の見直しは、在宅の方との公平性や利用者の負担能力を考慮して、介護保険制度を持続可能にしようとするものでございます。

年金収入等120万円以下の施設入所の方への食費や居住費の助成は変わりませんが、120万円を超える方は、非課税でも食費の日額が増加しています。

なお、基準額以上の預貯金があれば助成の対象外となりましたが、預貯金等が減少し、要件を満たせば負担軽減対象となります。

また、介護保険制度の中に食費や居住費を含めるよう国・県に提言すること、基金等による助成については、今般の改正が施設入所者との負担の公平性を考慮したものであることから、行わない考えであります。

次に、新型コロナウイルス対策についてお答えします。

ワクチン接種については、町への供給分が多く町の民に接種されるよう今後も取り組んでまいります。

また、町の対策本部への専門家の参画については、随時、宝達志水病院長への意見聴取を行い、出席も検討したいと考えております。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

以上です。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長岡田正人君。

〔健康福祉課長 岡田正人君 登壇〕

○健康福祉課長（岡田正人君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

補足給付制度の導入については、介護保険の施設サービスなどの居住費と食費は保険給

付の対象外であり、在宅の場合と同じように利用者の方にお支払いいただいています。しかし、低所得の方が施設利用が困難とならないように負担限度額を設定するため、補足給付が導入されました。そのことにより、低所得の方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担していただき、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されております。

次に、施設入所者で年金収入のみ120万円以下の方は非課税となります。また、年金収入等120万円を超える方は、非課税でも食費で年間26万4,000円の負担増加となります。

次に、入所の申し込みをためらうケースの懸念については、施設入所希望は家族の負担が大きいためとする事例が多く、専門的な介護、緊急時の対応が受けられるメリットのほか、在宅介護における介護者の高齢化や住宅環境等の問題があります。

よって、今回の改正が申し込みをちゅうちょするケースが大きく増えることにはならないと考えております。

次に、平成28年8月の補足給付の判定における遺族年金の加算についてですが、負担の公平性を確保する観点から、施設入所に要する費用を賄う収入として、老齢年金と遺族年金・障害年金は同様に評価されるべきものとして、老齢年金と同様に収入とするための制度の見直しであり、負担の公平性の確保につながっていると考えております。

次に、入所継続についての不安の声は特にありません。預貯金等の認定要件を満たせば申請可能であることを説明しており、制度の持続可能性の確保の観点から、理解を得られていると感じております。

また、影響が出る人の数と改正による影響の実態については、最新の利用者で比較すると、8月の更新時で負担額が増える件数は69件で、総金額で月額約190万円が増額すると推計しております。

次に、老人保健法第1条と第2条との関係での影響調査については、介護保険制度による低所得者の食費や居住費としての補足給付は、更新申請等にて把握に努めており、追加的な調査は実施いたしません。

次に、放課後児童クラブでの感染は、県内で7月から8月に5施設で感染がありました。

また、県内の認定こども園については、詳細が公表されておらず正確な数は不明ですが、新聞紙上での確認では30園程度と思われます。

なお、本町では感染事例はございません。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 健康づくり推進室長浜坂浩幸君。

〔健康づくり推進室長 浜坂浩幸君 登壇〕

○健康づくり推進室長（浜坂浩幸君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

デルタ株の特徴については、従来株より感染力が強だけでなく、重症化リスクを高める可能性があると言われております。

次に、町内の学校内の感染者が少ないことにつきましては、ワクチン接種が進み、学校・家庭内の感染症対策の徹底により、感染が広まっていないと考えております。

今後の感染状況につきましては、デルタ株により感染者は増えることも考えられますが、今後も感染対策を呼びかけると共に、ワクチン接種を進めていきたいと考えております。

次に、12歳以上のワクチン接種については、羽咋郡市医師会、医療機関の協力を得て、安全に実施できるよう体制を整えてまいりました。学校や保護者への働きかけにつきましては、多くの方に接種できるよう教育委員会と連携して進めているところであります。

次に、教職員等のPCR検査につきましては、文科省から通知はされていないため、実施しておりませんが、感染状況を踏まえて、教育委員会と協議し、検討したいと考えております。

次に、9月6日現在のワクチン接種率については、65歳以上は1回目96.5%、2回目94.2%、12歳から64歳までは1回目62.3%、2回目33.7%であります。

以上であります。

○議長（金田之治君） 学校教育課長笠松幹生君。

〔学校教育課長 笠松幹生君 登壇〕

○学校教育課長（笠松幹生君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、県内で学生の感染のあった学校数ですが、私立学校も含めて、7月は53校、8月は17日現在であります。89校でございます。なお、本町での感染事例はございません。

次に、新学期に向けての感染症対策についてですが、私からは5点についてお答えいたします。

まず、これまでの対策の取組等の現状ですが、各校、昨年度から引き続き3密の回避、マスクの適切な着用、手洗い、換気に努めております。

なお、今お話ししましたこれら基本的な感染症対策は、議員御指摘のデルタ株についても同様に有効とされております。不織布マスクについてでございますが、新学期が始まる前に学校、保護者に対して、正しいマスクの着用として改めてお願いをしております。

次に、抗原検査キットについてです。

今回、国から配送されます小中学校への抗原簡易キットですが、教職員が使用することを基本的に想定されており、鼻から綿棒を入れるタイプの鼻腔ぬぐい液採取で行うものがございます。

教職員が出勤後に体調の変調を来した場合、そして、すぐに医療機関に受診できない場合において、検査キットを使用することを考えております。

次に、学校で感染者が出た場合ですが、本町では、現在、県教育委員会の方針に合わせ、感染者が1人でも確認された段階で、その学校の臨時休業措置を取ることとしております。

臨時休業の範囲でございますが、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間、また校舎内の清掃消毒等に要する期間を考えており、全体としましては、概ね数日から1週間程度と考えております。

次に、学校での預かり所などの対応についてですが、児童生徒の受入れは可能であります。

ただし、校舎の消毒作業期間中は受け入れはできません。また、感染者及び濃厚接触者と判断され、保健所より自宅待機を指示された児童生徒についても、学校で預かるということとはできません。

最後に、独自判断で学校を休むときの扱いについてですが、現在、新型コロナウイルス感染症に関係する児童生徒の休みについては、同居家族に高齢者や基礎疾患のある者がいるいないに関わらず欠席扱いとはせず、出席停止の扱いとしております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再質問します。

介護保険のこの補足給付というのは、先程一般質問で言いましたように、やはり低所得者対策なんですよね。

今公平性が保たれているというのはどうでもいいのですよ。介護保険を利用している人が本当に利用できなくなったらどうするのか。六十何名と言われましたけれども、この人達がどういう状態なのか、せめて調べもしないで、書類を見てこれは大丈夫やと思う。子どもさんから女性、もう助けることができんのかという声が届いておるのです。離婚しないとやっていけないということとか、現場で民間の介護事業所ですよ。あなた幾ら貯金あるのかやと言って、タンス貯金も調べな駄目なんです。民間が。大混乱になっているので

す。それで、そんな時に、今度10月から後期高齢者の2割負担になるんでしょう。医療費。2割負担になりますよね。今後、先ほど言われたように26万4,000円、年間増えるんですよ。食費。年金収入120万円の人が26万円増えて、医療費が今度2倍になる。それで、公平が保たれているという言葉を出したら駄目やと思うのですよ。どうなのか。

国から言われて出したやつやけれども、やっていることだけれども、でも、実際、うちの町で調べたら、これ駄目でしたよというのをちゃんと国に返していく責任があると思うのですよ。これ、国の通りやりますよでは町長は要らないでしょう。健康福祉課長も要らんのですよ。公平性が保たれているという国の言葉通りで、はい、その通りですねでは要らんです。

それは、是非ちゃんと実態調査をして、そして、この補足給付をやっぱり戻してくれと、または介護保険に入れてくれという。これを、国に返していくというのが、そこに座っている皆さん方の仕事じゃないですか。是非、それをやっていただきたいと思うのですよ町長。町長に答弁を求めます。

そして、新型コロナですけれども、デルタ株というのを簡単に今、健康づくり推進室長がお話しされました。アメリカの疾病対策センターという所がデルタ株について発表しておるのです。これまでの新型コロナウイルスというのは、1人感染したら2.5人感染させる力を持っている。それが、デルタ株になると1人感染したら、8人から9人感染させる力を持っていますよというのです。しかも、3時間感染力を維持しながら、空中を浮遊するというのがアメリカの見解なのです、デルタ株に対する。

ですから、議長に進言ですけれども、2時間ここで会議していますけれども、やはり1時間ごとに開けて換気をするとか、是非やっていただきたいというのをちょっと挟ませていただきますけれども、そんな力のあるデルタ株なんですよ。町長もしきりに提案理由説明でデルタ株の影響によって、ワクチン接種が進んでいる国においても感染が拡大していると言っているでしょう。これに、合わせたような対応をこっちもとらないと、コロナウイルスに負けてしまうのですよ。戦いに。

そういう意味では、何が大事かという、やはり医療の専門家を町の対策本部に。町長は責任者でしょう。町の感染対策本部の責任者でしょう。町長の知識がどれだけあるか分かりませんよ。でも、医療の知識はないでしょう、専門家の知識ないでしょう。その人達に入っていて助言を聞く。町独自の取組を判断するとき、その身近な専門家の知恵を生かさないのはどうかと思いますけれども、例えば、町長は今議会への議案報告のた

めの8月の議会のある委員会の席上で、新型コロナウイルスのワクチンが余ったら国に返却すると一旦ちょっと言われたでしょう。その委員会では、そんなとんでもないことと批判されましたよね。議事録が残っていますから明らかですが。その後、その批判を受けて、国には返さない代わりに町の冷蔵庫で保管するという検討がされていると聞こえてきます。医療の専門家が対策本部にいれば、こんなことには決してならない。

また、石川県の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長の谷内江昭宏さんという人ですね。金沢大学病院の副院長が金沢市の繁華街で感染が広がって、あっという間に市中感染に繋がったという指摘されています。これを、まともに検討したということは、対策本部、その痕跡はもうないんですよ。

具体的には、最近のこの宝達志水町の町の感染者のほとんどが金沢に働きに行っている方が職場の感染者が出て、念のために検査したら、感染していたというケースがほとんどです。

ですから、町民の感染を広げないためには、金沢に働きに行っている方などの定期的なPCR検査を行うかどうかという検討さえも対策本部の議事録を見ても全くない。そういうこともされていないのです。

町長は本当に町民の感染を防ぐ気持ちがあるのかどうか。余りにも、町民の健康や命に無関心過ぎる。もう一度この問題をお聞きしたい。

小中学校の問題では、先程紹介した県の感染症対策専門家会議の谷内江さん、こんなことを言っております。「子どもより移動する範囲が広い大人がウイルスを持ち込むケースが多い。」そういうことを言っておるのです。ですから、やはり金沢で、爆発的に流行って、その方に働きに行っている人が感染して、家庭に広めるのやったら、その人達を中心にPCR検査をしたらいいのですよ。健康づくり推進室長も言われたけれども、学校教育課と相談しながらPCR検査を教職員に対してやっていかないと駄目だなということは言われましたけれども、是非これをやっていく必要があるし、教育長には、それが子どもたちの学びの保障になると思っているのですよ。いつも、教育長が学びの保障と言われるでしょう。そのPCR検査をすることが学びの保障に繋がると思うんですが。

以上、再質問です。

○議長（金田之治君） 町長寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の再質問にお答えをいたします。

まず、介護保険の特定入所者介護サービスの件についてでございますが、いろいろと御意見をいただきました。

その中で、大事なのは制度を守っていくこともそうですし、利用者だけではなく、町民の皆さんの生活を守っていくことも大事でございます。

そして、公平性がどうでもいいとおっしゃいましたけれども、そういったこともなくて、公平性が守られた上で、制度、また皆さんの安心できる生活、そういったものを守っていかないといけないと思っています。

先程御意見ありましたような影響調査ですね。これについては、先程課長が答弁いたしましたように特に実施はいたしませんけれども、町民の皆さんの生活、今回の改正だけではなくて、皆さんの生活の実態について、実情については把握するようにしっかりと努めていかないといけないと思っていますところでございます。

そして、ワクチンですけれども、余ったら返すとか、どんな意図で私が発言したのかどうなのかちょっと分かりませんが、何もしないで余ったら返すだけということではなくて、多くの皆さんに接種いただけるようにこれまで取り組んできているところでございます。いろんな形で接種の呼びかけをお願いしておるところでございますので、それが9月5日で集団接種は打切りとなっております。

打ち切ったわけですが、その直前にも町の皆さんには重ねて重ねてお願いをしておりますし、そういった中で枠も余っておったとそういった事情もありますから、集団接種については、今回でやめとします。まだ未接種の方については、医療機関で個別の接種を受けられることとなります。先生方も大変な中御協力いただいております。

そういった機会をしっかりと捉えて、生かして、町民の皆さんにはできるだけ多く接種していただきますように、またこの場をお借りして、お願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 町長、私、補足給付との関係で言ったのは、町民全体の実態調査をなさいと言ったわけではないんですよ。

補足給付を受け取る人達が、それがなくなったことによって、施設を出ないといけなくなるのではないかと。ショートステイを辞めな駄目になるのではないかと。そう考えている人がおいでるんですよ。心配で仕方がないという人がおいでるんですよ。私が調査したら、こ

んな声が出ていました。「コロナで家業が大変になっている。これ以上は、家族への介護の援助は限界や」。それとか「本人の年金だけでは、もう払えなくなる」。ある介護施設の職員からは、退所に追い込まれる人が出てくることが心配だという認識なんです。この補足給付が大変になることで。

これをなぜ調べないのか。なぜ実施して、もし間違っていたら、国や県にちゃんと言わないと駄目でしょう。なぜ、それができないのかということを知っておるんです。

それと、デルタ株に関しては答弁漏れありますよね。ずっと、感染者が低いまま、学校や保育所、低いままでこのまま推移していくのかということに答弁をされておられません。これ、是非答弁していただきたいと思います。

ワクチンの接種ですけれども、後は医療機関で勝手にやってくれでしょう。駄目ですよ。それは、やっぱり町が責任を持って、例えば商工会に働きかけたり、女性の会に働きかけたり、教育長にお願いして、小学校、中学校の先生らに働きかけたり、PTAに働きかけたり、もう行かなければいけないところがいっぱいあるのですよ。それを全部、さあ町の診療所に、クリニックに任せましたよ。こういう姿勢が駄目だと言っているのです。結局、それはワクチンを余らすことになるのですよ。ワクチンを打っている人が6割、7割、8割と増えれば増えるほど、感染は少なくなってくるけれども、でも、このワクチンの効果というのは数か月しかないですよ。また、新たに打たないと駄目やと思うのです。

ですから、とにかく今それを早くたくさんの人にやらないと、持っている分は。持っている武器は早く使わないと駄目やと思うのですよ。診療所、クリニック任せにしない。これは、健康づくり推進室長や健康福祉課長の判断ではできません。町長の判断をお伺いして、再々質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の再々質問にお答えします。

まず、補足給付費の改正に伴って調査をすることについて先程申し上げたのは、町全体の調査というのではなくて、今般の改正によって影響がないかどうか、悪い影響が出ていないかどうか、そんなような実情把握はしっかりと努めていくと申し上げたので、御了解いただきたいと思います。

そして、ワクチンですけれども、勝手にやってくれということは当然ないので、これまでもいろんな通知を出したり、放送をかけたりとお願いをしてきておりますし、また、学

校や保育所を通じて保護者の皆さんにも打っていただけるように頑張って周知をしてきたところでございます。ワクチン接種を頑張っていないということではありません。

後は勝手にやってくれということではなくて、まだ打てる機会のなかった方については、医療機関で受けてほしいとそのようにやっておるところです。

集団接種につきましては、先程申し上げたようなこともございますので、1回目については受付も終わっておりますけれども、そういった形でやっていきたいというところがございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び同委員の選任

○議長（金田之治君） お諮りいたします。認定第1号 令和2年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 令和2年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの認定8件につきましては、5名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの認定8件は、5名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私の方から指名いたします。

決算特別委員会の委員に、小島昌治君、塚本勇仁君、松浦文治君、勝二正人君、岩根信水君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後零時30分休憩

午後零時40分再開

○議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

委員長に塚本勇仁君、副委員長に松浦文治君に決まりました。

以上のとおりであります。

◎議案の委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第39号から議案第44号までの議案6件及び報告第11号の報告1件につきましては、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号から議案第44号までの議案6件及び報告第11号の報告1件は、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月10日から9月16日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月10日から9月16日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は9月17日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時43分散会

令和3年9月17日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
総 務 課 長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 大 下 佳 子
財 政 課 長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住 民 課 長 定 免 文 江
税 務 課 長 守 田 幸 浩
健康福祉課長 岡 田 正 人
健康づくり推進室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	藤本清司
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長	笠松幹生
生涯学習課長 兼文化財室長	坂井賢

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第45号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第46号 宝達志水サッカー場改修工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第47号 宝達志水サッカー場ナイター照明等改修工事請負契約の締結について
- 日程第4 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第5 発委第3号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 議案に対する質疑
- 日程第8 討論
- 日程第9 採決
- 日程第10 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関から、ビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、9月9日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） それでは日程第1 委員長報告を行います。

先に、各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長、勝二正人君。

〔病院運営特別委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る9月10日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、議案1件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、宝達志水町病院の現状についても説明がありました。

新型コロナウイルス感染症については、65歳以上の病院での集団接種は8月10日で終了し、今後は個別接種で対応していく。コロナ患者病床確保では、陽性患者入院用病床として3床を確保しており、石川県新型コロナウイルス感染症病床確保医療機関支援金が4月から7月分で856万4,000円の収入があった。発熱外来の対応として、発熱患者については正面玄関から入らず、救急入口のスペースで診察をしているとの説明もありました。

また、委員からは、「ワクチン接種は今後3回目が予想されるが、打ち手医師が足りているのか」、「ウイルスのデルタ株など変異株が出てきており、こういった対応が必要

か」との質疑には、「医師の確保には特に問題はない」、「今までと同じで基本的な手洗いやマスクの着用が大切である」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について、御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、本委員会同様の御決議を賜り、お願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、松浦文治君。

〔教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る9月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

本委員会では、「マイナンバーカードの町の交付目標率、申請したときのメリットについて」、「宝の縁むすび事業内容の充実」、「英語講師の地域おこし協力隊事業の子ども教育の内容や夏休みを利用した東大セミナーと学習支援の状況」、「コロナ禍での中学校の修学旅行」、「相見保育所で購入予定のS字タイプ雲梯付き木造遊具の安全性」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長、小島昌治君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして本委員会に付託されました案件について、去る9月15日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「名産『紋平柿』の推進及び有害鳥獣対策」や「ふるさと振興事業を地域活性化につなげていくことの実体化について」、また「宝のなぎさ交流促進事業の債務負担行為の設定理由とそのための町長の特認事項規定の明確化などについて」など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、町執行部に対し「大雨で被害を受けた箇所への災害復旧を早急にされたい」との委員会としての附帯意見をつけて委員会を終了いたしました。

委員会終了後には、8月12日からの大雨により被災し、まだ復旧されていない地域を委員会として視察しました。現地で復旧のめどについて、地域整備課及び農林水産課より詳しい説明を受けました。

最後に、本委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

以上。

○議長（金田之治君） これで委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑は終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論はないものと認め、これで討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

まず、議第39号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第40号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第41号 令和3年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第42号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）の議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第41号及び議案第42号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第43号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例に

ついてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第44号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

◎日程の追加

○議長（金田之治君） お諮りいたします。ただいま議案5件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎議案の上程・説明

○議長（金田之治君） それでは、追加日程第1 議案第45号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から発委第3号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの議案5件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長、寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします、補正予算関係1件及び契約関係2件について御説明申し上げます。

まず、議案第45号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は1億164万6,000円を追加し、総額を85億7,896万9,000円とするものであります。

この追加補正では、8月の大雨災害と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援に係る追加交付に対応するものであります。

歳出予算のうち商工費では、県の不要不急の外出自粛要請などの措置により大きな影響を受けている飲食業、宿泊業及び浴場業を営む事業者に対して、町独自の給付金を追加するものであります。災害復旧費では、8月12日から15日までの豪雨により被災した農業施設、林道及び道路等の復旧を行うものであります。

歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、町債及び繰越金を充てるものであります。

次に、議案第46号及び議案第47号の契約案件については、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案第46号 宝達志水サッカー場改修工事請負契約の締結についてであります。

本案は、宝達志水サッカー場においてグラウンドの拡張及びフェンスの改修工事を行うものであり、勝二建設株式会社と7,370万円で契約を締結したいとするものであります。

議案第47号 宝達志水サッカー場ナイター照明等改修工事請負契約の締結についてであります。

本案は、宝達志水サッカー場においてナイター照明改修工事及びトイレ改修工事を行う

ものであり、藤井電気工事株式会社と5,395万6,100円で契約を締結したいとするものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 次に、議会運営委員会委員長、北本俊一君。

〔議会運営委員会委員長 北本俊一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（北本俊一君） 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増崇が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、本町議会といたしましては、国会及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出し、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く求めるものであります。

次に、発委第3号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、宝達志水町課制条例の改正に伴い常任委員会の所管を改正するもので、改正内容は総務産業建設常任委員会の所管において、情報推進課の名称を企画情報課に、また企画振興課の名称を商工観光課に改めるものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

11番 小島昌治君。

[11番 小島昌治君 登壇]

○11番（小島昌治君） 私は、本9月定例会最終日に提案されました議案第46号、サッカー場改修工事の締結についてだけ反対し、討論を行います。

反対すべき理由は1点です。

今回の公共工事の入札方法は、一般競争入札で行われました。一般競争入札とは、総務省などは地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して契約を締結する方法と紹介しています。ところが、今回は一般競争入札で行ったと言いながら、1社だけが入札に参加して落札しました。この企業がこういう形で1社だけで入札に参加して落札したのは、今年に入って2度目であります。1社だけが一般競争入札に参加して、その公共事業を落札したのでは、競争原理を利用しての地方公共団体に最も有利な条件での申込みを選定するという仕事もできないのではないのでしょうか。逆に言えば、町の有利な条件で選定するよりも、業者の言い値で工事費が決められている疑いを持たざるを得ません。

なぜ、一般競争入札の原理・原則が行政の場で貫くことができなかつたのでしょうか。私には2つの可能性しか思い浮かびません。

1つは、今回の公共事業が今回落札した業者に初めから決められていた場合。もう一つは、やるべきこともやらないという町行政の不作為であります。それは当初、入札の参加対象を宝達志水町と羽咋市の業者とだけに限定して、1社しか入札に参加しないと分かったのに、参加対象地域を広げることもなかつたことを見ても明らかであります。1社だけしか入札に参加しないのなら、少なくとも同じ羽咋郡内の志賀町や宝達志水町のお隣のかほく市に参加対象を広げ、入札参加業者を増やすことが必要だつたのではないのでしょうか。

実は、この指摘は前回、3か月前の6月議会でのこの業者の1社入札、そして落札というときにも指摘していることでもあります。一部業者と町行政との関係が町民から信頼される入札の在り方に改めるよう、行政の責任者の寶達町長、そして入札の責任者の高下副町長、そして入札の担当部署である金田財政課長に再度指摘して、反対討論といたします。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第45号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第46号 宝達志水サッカー場改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第47号 宝達志水サッカー場ナイター照明等改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、発委第3号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 松 浦 文 治

署名議員 林 稔